

## 8 国家公務員 月例給、特別給とも6年連続の引き上げを勧告——人事院

人事院（一宮なほみ総裁）は8月7日、今年度の国家公務員の給与改定について、月例給、特別給（ボーナス）ともに引き上げるよう、国会と内閣に対して勧告した。ただ、月例給の引き上げ幅は平均387円（0.09%）で、昨年の引き上げ幅を下回った。特別給については、昨年より0.05カ月多い年間4.5カ月に引き上げる。月例給、特別給の引き上げはこれで6年連続だ。



人事院が国家公務員と民間の従業員（約55万人分）の4月分の給与を調査し、比較したところ、民間給与が公務の給与を平均387円（0.09%）上回ったため、その分の較差を解消するために引き上げを行う。387円のうち、43円は俸給等の改定に伴い手当額が増減する分である「はね返り分」となるため、純粋に俸給の引き上げ分となるのは344円。

具体的な改定方法については、行政職俸給表（一）について、民間の初任給との間に差があることから、総合職試験と一般職試験（大卒程度）で採用される職員の初任給を1,500円引き上げ、一般職試験（高卒程度）で採用される職員の初任給を2,000円引き上げる。

初任給が引き上げられることを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する俸給表上の号俸について、平均で0.1%、引き上げ改定する。

俸給表の改定は今年4月1日に溯って実施する。

### ボーナスは4.50カ月に

民間のボーナスに相当する特別給に

関しては、民間の支給割合が4.51カ月だったことを踏まえ、年間支給月数を現行から0.05カ月分引き上げて4.50カ月とする。引き上げ分は、業績評価の結果が反映される「勤勉手当」部分に全て配分する。

今年の勧告は住居手当にも触れている。公務員官舎使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、現行の下限である1万2,000円から1万6,000円とする。

この改定によって生まれる原資を活用して、民間における住宅手当の支給状況などを踏まえ、手当額の上限を現行の2万7,000円から2万8,000円に引き上げる。なお、これらの改定によって手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、経過措置を講じる。

### 採用では受験層に応じた支援を展開

勧告とともに提出した「公務員人事管理に関する報告」では、人材の確保について、採用試験の申込者数が減少してきていることもあることから、多様な有為の人材を確保するため、キャリア形成や働き方改革などの取り組みについて説明したり、社会貢献できる仕事であることをアピールするなど、引き続き各府省等と連携し、受験層に応じた施策を展開するとしている。

障がい者雇用に関する取り組みでは、昨年度の障がい者選考試験で人事院は特別な体制を組んで対応にあたったが、今年度の試験も昨年度試験を踏まえて必要な改善を行ったうえで実施。厚生労働省などと連携して、募集・採用時や採用後における障がい者に対する合

理的配慮の提供状況を把握し、優良事例に関する情報を提供するなど支援していくとしている。

定年の引き上げについては、昨年8月に、65歳への段階的引き上げを意見具申したが、今回の報告でも引き上げを実現する措置の早期実施を改めて要請した。人事院によると、現在、再任用されている職員の勤務形態は、厳しい定員事情などから約8割が短時間勤務となっているという。

### 「国会は勧告どおりの決定を」連合

一宮総裁は同日の談話で、「6年連続となる給与の引上げは、職務に精励している職員にとって、士気の一層の向上につながる」と述べる一方、「公務に対する国民の信頼を損なうような事態が続いていることは極めて遺憾です」とし、全体の奉仕者としての高い倫理感・使命感を持って職務に取り組むよう要請した。

連合の相原康伸・事務局長は7日、人事院勧告に関する談話を発表し、「2019春季生活闘争における民間の妥結状況を踏まえたものであり、月例給および一時金のいずれも6年連続の改善となったことは評価できる。社会全体に賃上げを波及させるべく、政府と国会は早期に勧告どおりの給与改定を実施すべき」と強調した。

一方、全労連は野村幸裕・事務局長の談話で「その水準は公務労働者の生活改善にはほど遠いものであり、われわれの要求に応えない極めて不満な勧告」などとしている。

（調査部）